

# 鳥取県公報

本報ノ大キサハ國定規格A五列

昭和二十七年二月二十日 水曜日  
号 外

### 主要目次

◇規則 理容師、美容師法施行細則

## 規 則

理容師、美容師法施行細則をここに公布する。

昭和二十七年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取縣規則第七号

理容師、美容師法施行細則

#### 第一章 総 則

(用語)

第一條 この規則で「法」とは、理容師、美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)を、「省令」とは、理容師、美容師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第

四十一号)をいう。

(書類の提出)

第二條 法、省令、及びこの規則の規定により知事に提出する申請書、届書及び報告書は、正副二通とし、住所地又は所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

#### 第二章 免許及び登録

(免許申請書)

第三條 省令第一條の規定による理容師又は美容師の免許を受けようとする者は、別記様式第一号の申請書に所定の手数料を添えて提出しなければならない。

(理容師、美容師名簿)

第四條 省令第三條の規定による理容師名簿又は美容師名簿は、別記様式第二号による。

(本籍、氏名、住所変更届)

第五條 省令第四條第一項の規定による届出は、別記様式第三号により所定の手数料を添え、同條第二項の規定による届出は、別記様式第四号によらなければならない。

(免許証再交付申請書)

第六條 省令第五條第一項の規定により免許証の再交付を受けようとするときは、別記様式第五号の申請書に所定の手数料を添えて提出しなければならない。

(免許証返納書)

第七條 省令第六條及び第八條第一項の規定により免許証を返納しようとするときは、別記様式第六号の返納書に免許証を添えて提出しなければならない。

第三章 養成施設

(指定申請書)

第八條 省令第九條第一項又は第十一條第一項の規定による申請書、及び第十一條第二項又は第十二條の規定による届書は、正一通副三通とし、所轄保健所長を経

由しなければならない。

(報告) 第九條 知事が必要があると認めるときは、指定養成施設の長に対して必要な報告を求めることができる。

第四章 実地習練

(実地習練開設届)

第十條 省令第十六條の二の規定により理容所又は美容所の開設者が実地習練を行おうとするときは、別記様式第七号により届け出なければならない。

2 前項の届出事項に変更があつたときは、別記様式第八号により届け出なければならない。

3 知事は実地習練開設届を受理したときは、別記様式第九号による届出済証を交付する。

4 実地習練を行う理容所又は美容所の開設者(以下「施設の長」という。)は、前項の届出済証を実地習練所の見やすい箇所に掲げなければならない。

5 施設の長が実地習練を廃止したときは、別記様式第十号の廃止届に第三項の届出済証を添えて届け出な

ければならぬ。

(実地習練標準)

第十一條 施設の長が実地習練を行うときは、左の各号の標準によらなければならない。

一 実地につき習練を受ける者(以下「習練生」という。)二人につき一人の割合で指導を行う理容師又は美容師(「指導者」という。)を置くこと。

二 指導者は三年以上実務に従事し、且つ、第二十二條の規定による科目に熟練した者であること。

三 習練生の定員は、理容にあつては、理容椅子一脚につき一人、美容にあつては、パーマネントウェーブ機一台につき二人以内とすること。

(実地習練課程)

第十二條 実地習練は、理容にあつては、頭髮の刈込、顔そり、その他理容の技術を、美容にあつては、パーマネントウェーブ、結髪、化粧、その他美容の技術を、それぞれ習得させるとともに理容又は美容の器具の取扱ひ、消毒法、その他理容及び美容技術に附随する業

務を行うものとする。

(習練生遵守事項)

第十三條 法第八條第一号乃至第三号の規定は、習練生が実地習練を受ける場合に適用する。

(実地習練時間数) 第十四條 実地習練は、一年を通じて四十週以上実施しなければならない。

(施設の長の遵守事項) 第十五條 施設の長は、左の各号を守らなければならない。

一 精神病、てんかん、結核、トラホーム、又は皮膚病にかかつている習練生に習練を受けさせないこと。

二 習練生を家事その他習練に関係のない業務に従事させないこと。

(習練生の変更)

第十六條 習練生が習練期間中途において実地習練を行う理容所又は美容所を変更しようとするときは、その施設の長は、所在地を管轄する保健所長の実地習練に

関する認証を受けた、別記様式第十二号による証明書を、  
習練生に交付しなければならない。

2 前項による証明書の交付を受けた習練生は、これ  
を変更後の施設の長に提出しなければならない

(実地習練実施表)

第十七條 施設の長は、別記様式第十二号による実地習  
練実施表を備えて習練生の出席、欠席及び習練実施事  
項等を記録し、第十二條の課程を修了させるようにし  
なければならない。

(修了証書)

第十八條 省令第十八條の規定により施設の長が交付す  
る修了証書は、別記様式第十三号による。

2 前項による修了証書を交付しようとするときは、  
別記様式第十四号により所在地を管轄する保健所長  
に届け出なければならない。

第五章 試 験

(試験の告示)

第十九條 省令第十九條の二の規定による理容師又は美

容師試験(以下「試験」という。)の期日、場所、そ  
の他必要な事項は、その都度告示する。

(受験願書)

第二十條 前條の規定による試験を受けようとする者は、  
別記様式第十五号による受験願書に左の各号の書類及  
び所定の手数料を添えて提出しなければならない。

一 履歴書  
二 学校教育法第四十七條の資格を有することを証す  
る書類。

三 厚生大臣の指定した養成施設の卒業証書の写又は  
卒業証明書。

四 実地習練修了証書の写又は修了証明書。

五 戸籍謄本又は抄本。

六 写真(出願前六箇月以内に撮影し裏面に住所氏名  
及び生年月日を記入した名刺型半身のもの。)

七 健康診断書。

八 学科試験のみの合格者にあつては、その通知書或  
は写又は証明書。

(試験方法)

第二十一條 試験は、省令第十九條の二第一項の規定に  
より学科試験及び実地試験とし、実地試験は学科試験  
に合格した者について行う。

2 学科試験のみに合格した者は、次回の実地試験に  
限り受験することができる。

(実地試験科目)

第二十二條 省令第十九條の二第三項の規定による実地  
試験の科目は次のとおりとする。

一 理容師試験

- 1 頭髮整容技術
- 2 顔面整容技術
- 3 消毒法

二 美容師試験

- 1 頭髮整容技術
- 2 顔面整容技術
- 3 電気器具の取扱
- 4 消毒法

(合格証書)

第二十三條 省令第十九條の三第二項に規定する合格証  
書は、別記様式第十六号による。

第六章 理容所及び美容所

(開設届)

第二十四條 省令第二十條の規定による理容所又は美容  
所を開設しようとする者は、別記様式第十七号により  
届け出なければならない。

2 前項の開設届があつたときは、知事は、別記様式第  
十八号による理容所又は美容所台帳に記録し、別記様  
式第十九号の理容所開設届出済証又は美容所開設届出  
済証を交付する。

(出張理容美容)

第二十五條 省令第二十一條第三号の規定による特別の  
事情を次のとおり定める。

- 一 養老院、孤兒收容施設その他これに類する施設に  
出張して業を行う場合
- 二 前号の外所在地を管轄する保健所長がやむを得な

いと認められた場合  
(廃止及び変更届)

第二十六條 法第十一條の規定により理容所又は美容所の開設者(以下「開設者」という。)は、その構造設備を変更しようとするときは、別記様式第二十号による変更届にその変更しようとする部分の平面図及び説明書を添えて届け出なければならない。

2 開設者は、その名称若しくは管理人又は主任技術者を変更したときは、第二十四條に基く届出事項を記載し届け出なければならない。

3 開設者は、従業者に異動があるときは、別記様式第二十一号及び別記様式第二十二号により届け出なければならない。

4 開設者は、理容所又は美容所を廃止したときは、すみやかに別記様式第三十三号による廃止届に理容所又は美容所開設届出済証を添えて届け出なければならない。  
5。

(理容師又は美容師の衛生措置)

第二十七條 法第八條第三号の規定による衛生上必要な措置は、左の各号によらなければならない。

一 作業中理容所又は美容所内を絶えず掃除し、毛髪はふた、付毛髪箱に、汚物はふた、付汚物箱に收容すること。

二 作業中は清潔な白布の作業衣を着用すること。  
三 指の爪は常に短かくし、作業着手前一客ごと手指を消毒すること。

四 客用の掛布その他布きん類は、清潔な白布を使用すること。

五 顔面作業中は、完全なマスクを用いること。

六 首当、蒸タオル、その他客に接觸する布きん、紙片類は客一人ごとに取替えること。

七 あか、取及びくしは、その歯先の円滑なものを用いること。

八 耳孔毛又は鼻孔毛をそらないこと。

九 客の求めがあつときは、更に機械器具類の消毒をすること。

十 衛生上害があると認められるソリューション及び化粧品又はこれに類するものは使用しないこと。  
十一 ソリューションを使用してパーマネントウェーブを行つた後は完全に洗髪すること。  
十二 電気による危害防止に努めること。  
十三 喫煙し又は酒気を帯びて作業しないこと。  
十四 応急薬品(稀ヨードチンキ又はマキキクロム液、オキシドール、硼酸軟膏、ヨードホルマ散、脱脂綿等)を常備すること。

(理容所又は美容所の衛生措置)

第二十八條 法第十二條第四号の規定による衛生上必要な措置は、左の各号によらなければならない。

一 理容所又は美容所は、一定の区画をもうけ居室と区別すること。

二 理容所の面積は、待合所を除き椅子一脚につき六、六平方メートル以上とし、一脚を増すごとに三、三平方メートル以上を加えること。

三 美容所の面積は、待合所を除きセット椅子(マシ

ン、ドライヤー、その他附属品を含む)一脚につき六、六平方メートル以上とし、セット椅子一脚を増すごとに三、三平方メートル以上を加えること。

四 省令第二十四條第一項第一号の規定による腰板は、床から〇、八メートル以上とすること。

五 換気面積は、室面積の四分の一に相当する部分を、外気に開放し得ること。但し、これに代るべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。

六 天井は、床面より二、五メートル以上とすること

七 消毒しない器具類及び布を収める容器並びに消毒場所を設けること。

八 貯水槽を用いる場合は、適当なふたを設け毎日その水を取り換え内部を掃除すること。

九 便所は、そ族防除装置を完備するとともに清潔を保持し週一回以上消毒すること。

十 三十ルクス以上の光束を有する照明装置を設けること。

2 前項第五号の規定による天井の高さは実状によりやむを得ないと認める場合は、知事においてこれを短縮することができる。

(理容師会又は美容師会)

第二十九條 法第十四條の二の規定による理容師会又は美容師会及び連合会を設立したときは、別記様式第二十四号の設立届を提出するものとする。

(免許証及びその他の表示)

第三十條 開設者は、理容所又は美く所の見やすい場所に理容師又は美容師免許証、理容所又は美容所開設届出済証、料金表、休日及び従業時間表を表示しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 理容師法施行細則(昭和二十四年六月二十四日鳥取県規則第五十四号)は廃止する。

別記様式第一号

理容師免許申請書

本籍

住所

氏 名 年月日生

一 業種別

理容師(美容師)の免許を受けたいので、理容師美容師法施行規則第一條の規定により必要書類及び手数料を添えて申請します。

年 月 日

右 氏 名 印

鳥取県知事 殿

添付書類

一 理容師試験又は美容師試験の合格証書の写又は合格証明書

二 法第二條又は法第三條の養成施設の卒業証書の写

又は卒業証明書  
三 法第二條又は法第三條の実地習練(「実地習練」という。)の修了証書の又は写修了証明書  
四 戸籍の謄本又は抄本  
五 法第七條の規定する疾病にかかつてゐなことを証する医師の診断書

別記様式第二号

理容師名簿

写真、よう、付	登録	年月日	年月日
免許証番号	氏名	年月日	年月日
年月日	年月日	年月日	年月日

本籍	住所	卒業した養成施設	卒業年月日
実地習練の場所	実地習練の年月日	実地習練の年月日	実地習練の年月日
了及び実地習練修了の年月日	了及び実地習練修了の年月日	了及び実地習練修了の年月日	了及び実地習練修了の年月日

理容師又は美容師試験合格の年月日	年月日
免許の取消の事由及びその年月日又は業務の停止の事由期間及び年月日	
裏面	
免許証の再交付の事由及び年月日	

備考	
理容師又は美容師試験に合格	年月日

別記様式第三号

理容師 本籍 変更届  
美容師 氏名

一 新本籍

二 旧氏名

三 生年月日

四 業務種別

五 変更事由

六 変更年月日

右のとおり変更したので理容師美容師法施行規則第四條の規定により必要書類及び所定の手数料を添えてお届けします。

年 月 日

右 氏 名

鳥取県知事 殿

添付書類

一 免許証

二 戸籍謄本又は抄本

別記様式第四号

理容師 住所変更届  
美容師

一 新旧住所

二 氏名及び生年月日

三 業務種別

四 免許番号

右のとおり変更したので理容師美容師法施行規則第四條の規定によりお届けします。

年 月 日

右 氏 名

鳥取県知事 殿

別記様式第五号

理容師 免許証再交付申請書  
美容師

一 本籍

二 住所

氏 年 月 日生

三 業務種別

四 免許番号

五 免許証をき損し又は失つた事由及び年月日

右のとおり免許証をき損(亡失)したので、理容師美容師法施行規則第五條の規定により手数料を添えて再交付下さるよう申請します。

年 月 日

右 氏 名

鳥取県知事 殿

別記様式第六号

理容師 免許証返納書  
美容師

本籍

住所

氏 年 月 日生 名

一 免許番号

二 業務種別

三 返納の事由

右のとおり理容師(美容師)の免許証を理容師美容師法施行規則第六條(第八條第一項)の規定により返納します。

年 月 日

返納者 氏 名

鳥取県知事 殿

別記様式第七号

理容師 実地習練開設届  
美容師

理容所又は美容所の名称 同上所在地 住開所設者名

指導者	本籍	住所	氏名	畧歴	免許取得都道府県 及び免許番号、取得年月日

実地習練開設年月日		昭和 年 月 日	
住所氏名	生年月日	卒業した指定養成施設名称	所在地
		卒業年月日	

右のとおり実地習練を開設いたしましたからお届けします。

年 月 日

開設者 氏 名 ㊦

鳥取県知事 殿

別記様式第八号

理容所 実地習練届出事項の変更届  
美容所

設 施	住 所	開 設 者
新	理容所又は美容所の名称	同上所在地
旧	住 所	氏 名

生練習地実		者 導 指	
旧	新	旧	新
	住所氏名		本籍住所氏名
	生年月日		署 歴
	卒業した指定養成施設名称		免許取得番号及び
	所在地		びに取得年月日
	卒業年月日		

右のとおり実地習練を変更いたしましたからお届けします。

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事 殿

備考 一、中止の場合はその理由移動先その他必要事項を記載のこと。

別記様式第九号

16 cm

23 cm

理(美)習第 号

理容師、美容師法による。

理容師 実地習練所届出済証

開設所所在地

開設者氏名

年 月 日生

鳥 取 県

別記様式第十号

- 理容師 実施習練廃止届
- 一 名 称
  - 二 所 在 地
  - 三 開設者住所氏名
  - 四 廃止の理由
  - 五 理容所(美容所)廃止届提出の有無
- 右のとおり理容師(美容師)実地習練を廃止しましたのでお届けします。
- 年 月 日
- 開設者 氏 名 ㊦
- 鳥取県知事 殿
- 添付書類
- 一 理容師 実地習練開設届出済証
- 美容師

A 5 判

別記様式第十一号

美容師 実地習練証明書 第 号				
氏 名	男 女			
本 籍				
生 年 月 日				
卒業した指定養成施設の名称及び所在地				
同上卒業年月日				
実地習練開始年月日				
年 月 日交付				
実地習練所の名称及び所在地				
開設者 氏 名 圃				
変 更 事 項				
変更事項	実地習練所の名称及び所在地	実地習練所開設者氏名	保健所の名称及び所長認印	備考
期 間				
自 年 月 日				
至 年 月 日				
自 年 月 日				
至 年 月 日				

(注意) 本証明書は実地習練変更又は修了証書交付に必要ですから大切に保管して下さい。

別記様式第十二号

美容師 実地習練実施表

施設の名称

氏名	昭和	年	月	日	氏名	午前	午後	備考
習練生	昭	和			指導者	習練実施事項		
	日	年	月	日	の名称			
	曜	日	の	別	卒業した指定養成施設の名称			
					同上卒業年月日			

別記様式第十三号

2 2 cm

美容師 実地習練修了証書

3 2 cm

昭和 年 月 日 出生

本籍 果 氏名

住所 氏名

所在地

開設者名

美容師又は美容所の名称

鳥〇保第 号

昭和 年 月 日 理容師美容師法に基く一年以上の実地習練を修了したことを証する。

年 月 日

別記様式第十四号

理容師実地習練修了届  
美容師実地習練修了届

- 一 習練生の本籍
- 二 習練生の住所

修了する習練生氏名

年 月 日生

三 卒業した養成施設名及び卒業年月日

右の者が理容師美容師法第二條(第三條)の規定によ

る実地習練を年月日をもつて修了するのでお届けします

年 月 日

実地習練開設者の住所

名 称

氏 名

Ⓢ

鳥取県知事 殿

別記様式第十五号

理容師試験受験願書  
美容師試験受験願書

本籍  
住所

氏名

年 月 日生

一 受験種別

右のとおり理容師(美容師)試験を受けたので理容師美容師法施行規則第二十條の規定により別紙関係書類及び手数料を添えて出願します。

年 月 日

右 氏

名 Ⓢ

鳥取県知事 殿

添付書類

一 履歴書

二 学校教育法第四十七條の資格を有することを証する書類

三 厚生大臣指定養成施設の卒業証書の写又は卒業証明書

四 実地習練修了証書の写又は修了証明書

五 戸籍謄本又は抄本

六 写真(出願前六箇月以内に撮影し裏面に住所氏名及び生年月日を記入した名刺型半身のもの)

七 健康診断書

八 学科試験のみの合格者にあつてはその通知書或は写又は証明書

別記様式第十六号

2.2 cm

第 号

合 格 証 書

県

氏名

年 月 日生

昭和 年 月 日施行の理容師(美容師)

試験に合格したよつてこの証を交付する。

年 月 日

鳥取県知事

Ⓢ

3.2 cm

別記様式第十七号

美容所開設届

- 一 美容所(美容所)の名称及び所在地
- 二 開設者、管理人、主任技術者の略歴

区 分	開 設 者	管 理 人	主 任 技 術 者	備 考
本 籍				
住 所				
氏 名				
生 年 月 日				
性 別				
免 許 の 有 無 及 び 免 許 取 得 都 道 府 県 並 び に 番 号				
理 容 又 は 美 容 の 業 に 従 事 し た 年 数				
職 業				
其 の 他 の 略 歴				

(註) 開設者が法人の場合は「その名称」を「氏名」欄へ代表者住所を「住所」欄へ「主たる事務所所在地」を「本籍」欄へ「業務及び代表者」を「職業」欄へそれぞれ記載のこと。

三 美容所又は美容所の構造図面及び設備の概要(構造図面別紙のとおり)

理容又は美容機械器具の状況	床及び腰板の構造	面積及び天井との高さ	消毒施設の状況	外気の解放面積及びその他換気装置	備考
理容椅子 ヘアーマシン ドライヤー セット椅子 その他	脚 台 腰板	待合面積 平方メートル 床面積 平方メートル 天井の高さ メートル			

四 従業員氏名生年月日及免許の有無

氏名	生年月日	住所	免許の有無及び免許取得都道府県並びに免許番号	備考

五 営業開始予定年月日

六 従業者の疾病の有無を証する健康診断書(別紙添付)

右のとおり美容所(美容所)を開設したいので理容師美容師法施行規則第二十條の規定によりお届けします。

鳥取県知事 殿 開設者 氏 名 〇

別記様式第十八号

美 理 容 所 台 帳

番 号	美理第 号
施設の名称	
開設所々在地	
区 分	開 設 者
本 籍	管 理 人
住 所	主任技術者
	摘 要
免 許 の 有 無 免 許 取 得 都 道 府 県 並 び に 番 号 免 許 第 号	免 許 第 号
免 許 の 有 無 免 許 取 得 都 道 府 県 並 び に 番 号 免 許 第 号	免 許 第 号
免 許 の 有 無 免 許 取 得 都 道 府 県 並 び に 番 号 免 許 第 号	免 許 第 号
氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
臨 検 の 成 績 そ の 他	年 月 日 届 出

(裏 面)

右 同

要 概 の 設 施	理 容 所 施 設	理 (美) 容 所 の 構 造	消 毒 施 設 の 状 況	そ の 他
理 容 椅 子 ヘヤーマシン ドライヤー セツト椅子	脚 台 脚 台 脚 台	床 腰 坂 待 合 面 積 平 方 メートル 床 面 積 平 方 メートル	天 井 の 高 さ メートル 採 光 面 積 平 方 メートル 換 気 装 置	

住 本 籍	住 本 籍	住 本 籍	従 業 員	氏 名	解 雇 年 月 日 及 び 転 出 先
所 籍	所 籍	所 籍	従 業 年 月 日	氏 名	解 雇 年 月 日 及 び 転 出 先
免 許 第 号	免 許 第 号	免 許 第 号	免 許 証 取 得 都 道 府 県 並 び に 番 号	氏 名	解 雇 年 月 日 及 び 転 出 先
年 月 日	年 月 日	年 月 日	免 許 第 号	氏 名	解 雇 年 月 日 及 び 転 出 先
年 月 日	年 月 日	年 月 日	免 許 第 号	氏 名	解 雇 年 月 日 及 び 転 出 先

別記様式第十九号

1.5cm

2.3cm

第(美)理 号

理容師美容師法による。

開 設 届 出 済 証

理(美)容所所在地

開設者氏名

年 月 日 生

鳥 取 県

別記様式第二十号

理容所 設備変更届

美容所 名称

二 所在地

三 構造設備変更の概要(容紙図面及び説明書のとおり)

右のとおり設備を変更したので理容師美容師法第十

一條第二項の規定によりお届けします。

年 月 日

開設者 氏 名

鳥取県知事 殿

別記様式第二十一号

理容所 従業員雇入届

美容所 名称

一 理容所又は美容所の名称

二 所在地

三 雇入従業員の氏名

四 同上の本籍

五 住所

年 月 日生

六 免許証の有無及び免許取得都道府県名並びに番号

七 雇入年月日

右のとおり雇入しましたからお届けします。

年 月 日

開設者 氏 名

鳥取県知事 殿

添付書類

一 履歴書

二 法第七條に規定する疾病及び傳染性疾病の有無を証する医師の健康診断書

別記様式第二十二号

理容所 従業員解雇届

美容所 名称

一 理容所又は美容所の名称

二 所在地

三 解雇従業員の氏名及び生年月日

四 解雇の事由

五 解雇年月日

右のとおり解雇したからお届けします。

年 月 日

開設者 氏 名

鳥取県知事 殿

別記様式第二十三号

理容所 廃止届

美容所 名称

一 名称

二 所在地

三 開設者の住所

四 廃止の事由

右のとおり廃止しましたので理容師美容師法第十二條の規定によりお届けします。

年 月 日

氏 名

鳥取県知事 殿

氏 名

